

業債第24号(例)  
2021年7月1日

国債代理店引受金融機関本部  
国債代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

国債代理店の廃止届および店舗の位置、名称等の変更届にかかる「押印」を見直すことに伴い、または規程整備の観点から、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

なお、本日以降も当分の間、改正前の書式を経過的に使用することは差し支えありませんので、申し添えます。

以上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- 740 代理店店舗位置名称等変更届の記載例中、「印」を削り、「日本銀行 業務局長 殿 または日本銀行 支店長 殿」を「日本銀行 御中」に改める。
  
- 740 代理店店舗位置名称等変更届の記載例③中、「・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）」を削る。
  
- 740 国債代理店廃止届の記載例中、「印」を削り、「日本銀行総裁 殿」を「日本銀行 御中」に改める。
  
- 740 国債代理店廃止届の記載例②中、「・金融機関コード便覧（金融機関共同コード管理委員会（一般社団法人全国銀行協会）編集・発行）」を削る。